

日本病院薬剤師会 妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師

米澤 美和先生

勤務先：石川県立中央病院

出身地：石川県金沢市

資格取得年：2018年

Q1 資格取得のきっかけは何でしたか？

院内の母乳育児推進委員会の発足とともに委員に任命され、「赤ちゃんにやさしい病院(BFH)」の認定を目指し、母乳育児推進のため活動したことがきっかけです。この委員会では多職種が集まり、「赤ちゃんにやさしい」の意味を真剣に考え、ワークショップの開催、学会参加等を通して非常に楽しく学ぶことができました。

Q2 資格取得の最大の難所はどこでしたか？

妊婦・授乳婦への薬剤指導実績の要約(30症例)を書くことです。薬剤管理指導業務事例(10症例以下)だけではなく、妊婦・授乳婦に対する薬物療法の胎児毒性・乳児毒性に関する評価・カウンセリングが(20症例以上)必要です。カウンセリングを通して患者さんの心の変化にアセスメントを行い、意思決定を支援する介入が必要です。

Q3 この資格のやりがいは何ですか？

新しい命が誕生する喜ばしい妊娠や子育ての中で、間違った情報によって生じた過剰な不安で固い表情だった患者さんが、服薬カウンセリングを終えたときに、不安を払拭することができて表情が和らいてきた時は、一緒に安堵し喜ぶことができます。

Q4 普段のお仕事でこの資格はどのように活用されていますか？

特に資格を活用しているという実感はありません。周産期の薬物治療を理解してもらうための伝道師だと思っています。現在は、専ら産科病棟担当の後方支援です。

Q5 資格を取得して良かったな、と感じる事柄はありましたか？

「授乳とクスリ」について、院内での講演依頼がありました。

妊娠期や授乳期の薬物療法に関して、一般の方だけでなく医療従事者においても誤解が多

い傾向にあります、少しずつ理解の輪が広がる可能性を実感できました。

Q 6 医師や看護師などとのディスカッションで気をつけていることはありますか？

医師から治療方針、看護師から患者背景等の情報を収集するときは（電話ではなく）できる限り

顔をみてじっくり話すことです。（忙しそうなスタッフを振り向かせるワザにつきる！）

Q 7 患者さんに接する際に気をつけていることはありますか？

相談される患者さんの情報源は、根拠のない個人のブログに書かれている内容であったり、家族や友人の意見ということがよくあります。これは患者さん自身が不安であるから検索し、周囲の人が患者さんのためを思って得られる情報なのです。全てを否定するのではなく、これを肯定できる部分と現在の情報収集で得られる評価と異なる部分に分けて説明するように心がけています。

Q 8 その際に印象的だったエピソードはありますか？

妊婦・授乳婦の患者さんは、「自分さえ我慢すれば赤ちゃんに影響及ぼすことがない」と思い、継続が必要な薬物治療を中断することがあります。そんな患者さんとお話した後で「我慢なくていいんだ・・・」と涙を流したことがありました。そんな時は、患者さんがつらい症状を我慢したことを認めて、心から労う言葉をかけるようにしています。

Q 9 その他、苦心していること、気を遣うことなどはありますか？

「先天奇形」「異常」などの言葉は使わないようにしています。「催奇形性」などは医学用語なので、言葉の定義を説明してから使用します。

Q 10 この資格を目指している後進へ何かアドバイスを！

医療は健やかな生活を送ることに基盤にあると思いますが、妊婦・授乳婦に携わる薬剤師は、さらに次世代を育てるという大事な役目があると考えます。強い使命感を持って一緒に頑張ってくれる人、大募集中です。

Q 11 この資格の取得要件をお教えてください。

- (1) 日本国の薬剤師免許を有し、薬剤師として優れた見識を備えていること。
- (2) 薬剤師としての実務経験を5年以上有し、日本病院薬剤師会の会員であること。ただし、別に定める団体のいずれかの会員であればこれを満たす。
- (3) 別に定める学会のいずれかの会員であること。
- (4) 日病薬病院薬学認定薬剤師であること。ただし、日本医療薬学会認定薬剤師であればこれを満たす。
- (5) 申請時において、病院または診療所に勤務し、妊婦・授乳婦の薬剤指導に引き続いて3年以上従事していること（所属長の証明が必要）。
- (6) 日本病院薬剤師会が認定する研修施設（以下「研修施設」という。）において、「模擬妊婦・模擬授乳婦とのロールプレイ」を含めたカウンセリング技術等や、情報評価スキルの確認トレーニング等の実技研修を40時間以上履修していること、または研修施設において3年以上、妊婦・授乳婦の薬剤指導に従事していること（所属長の証明が必要）。
- (7) 日本病院薬剤師会が認定する妊婦・授乳婦領域の講習会、及び別に定める学会が主催する妊婦・授乳婦領域の講習会などを所定の単位（20時間、10単位）以上履修していること。ただし、日本病院薬剤師会主催の妊婦・授乳婦に関する講習会を1回以上受講していること。
- (8) 妊婦・授乳婦の薬剤指導実績が30症例以上（複数の疾患）を満たしていること。
- (9) 病院長あるいは施設長等の推薦があること。
- (10) 日本病院薬剤師会が行う妊婦・授乳婦薬物療法認定薬剤師認定試験に合格していること。